

## **[事案 30-3] 契約無効請求**

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時、生命保険の契約手続きという認識が無かったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

証券会社を募集代理店として平成 29 年 11 月に契約した積立利率変動型終身保険（米ドル建）2 件について、以下の理由により、各契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) タブレットの画面で署名したが、保険の契約とは思わず、証券会社で管理されている株式を現金化する手続きと考えていた。
- (2) 契約後 5 年間はお金を引き出せず、解約すると手数料が差し引かれることを知らなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約前の通話記録等から、募集人は申立人に対し、相続税対策として生命保険の活用を提案したところ、申立人も了承し契約内容を検討していることや、その後の一連の手続きにおけるやり取りなどから、申立人は保険契約を締結することは理解していた。
- (2) 申立人の子が訪問説明に 3 回とも同席し、契約内容を理解していたうえ、説明の合計時間も約 330 分と十分であった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が、生命保険の契約とは思わずに申込みを行ったとは認められず、また解約時に手数料がかかることを理解していなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。